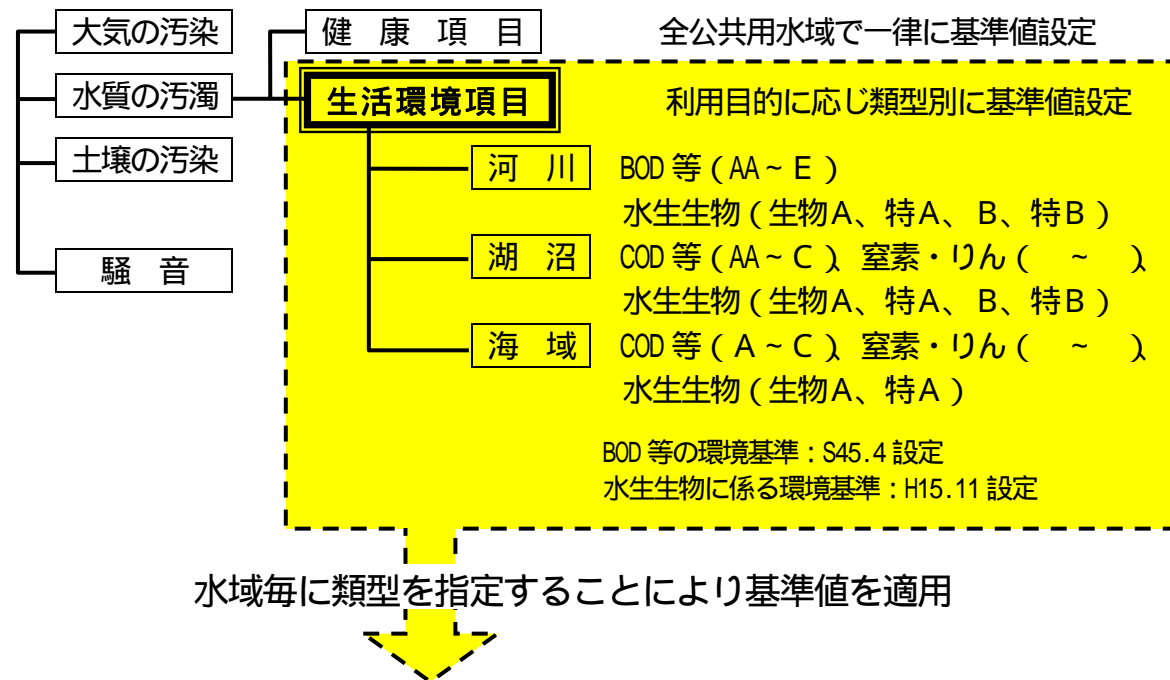


# 河川水質環境基準に係る類型指定について（諮問）の概要

## 1. 環境基準について（環境基本法第16条）

人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準



## 2. 類型の指定状況（大阪府域の場合）

- 都道府県をまたがる河川 政府が類型を指定
  - BOD等に係る類型：淀川、神崎川、猪名川、大和川の4河川7水域について指定
  - 水生生物保全に係る類型：大和川全域を生物B類型に指定(H18.6)  
淀川、神崎川、猪名川について現在指定作業中
- 上記以外の河川 大阪府知事が類型を指定(S45~50に順次指定。H4、H14~15に見直し。)
  - BOD等に係る類型：寝屋川、安威川等 **64河川73水域**について指定
  - 水生生物保全に係る類型：未指定

## 3. 類型の指定・見直し

- BOD等に係る類型 前回の見直し(H15.5)から5年を経過しており、状況の変化を踏まえた適切な見直しを行う(H15.3答申付帯意見)
- 水生生物保全に係る類型 類型指定未実施のため、必要に応じた指定を行う

## 4. 今後の予定

- H20.11.7 大阪府環境審議会諮問
- H20年度末 大阪府環境審議会から答申
- H21年夏 類型指定・変更について告示
- H22年度~ 環境基準の達成について評価

### 河川の水質環境基準（生活環境項目）

#### BOD等5項目

項目	類型	AA	A	B	C	D	E
		水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	工業用水3級 環境保全
水素イオン濃度(pH)		6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下
生物化学的酸素要求量(BOD)		1 mg/L以下	2 mg/L以下	3 mg/L以下	5 mg/L以下	8 mg/L以下	10 mg/L以下
浮遊物質(SS)		25 mg/L以下	25 mg/L以下	25 mg/L以下	50 mg/L以下	100 mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと
溶存酸素量(DO)		7.5 mg/L以上	7.5 mg/L以上	5 mg/L以上	5 mg/L以上	2 mg/L以上	2 mg/L以上
大腸菌群数		50 MPN /100mL以下	1,000 MPN /100mL以下	5,000 MPN /100mL以下	-	-	-

- (注) 1 目標値は、日間平均値とする。  
 2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0以上7.5以下、溶存酸素量 5mg/L以上とする。  
 3 自然環境保全：自然対流等の環境保全  
 4 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 5 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 水産3級：コイ、フナ等、中腐水性水域の水産生物用  
 6 工業用水1級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの  
 7 環境保全：府民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

#### 水生生物の保全に関する項目

項目	水生生物の生息状況の適応性	目標値
		全垂鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下

(注) 目標値は、年間平均値とする。

<参考>  
 海域（大阪湾） 政府が類型を指定  
 COD等（8水域）窒素・りん（3水域）について類型指定  
 水生生物保全に係る類型 未指定  
 湖沼 該当水域なし

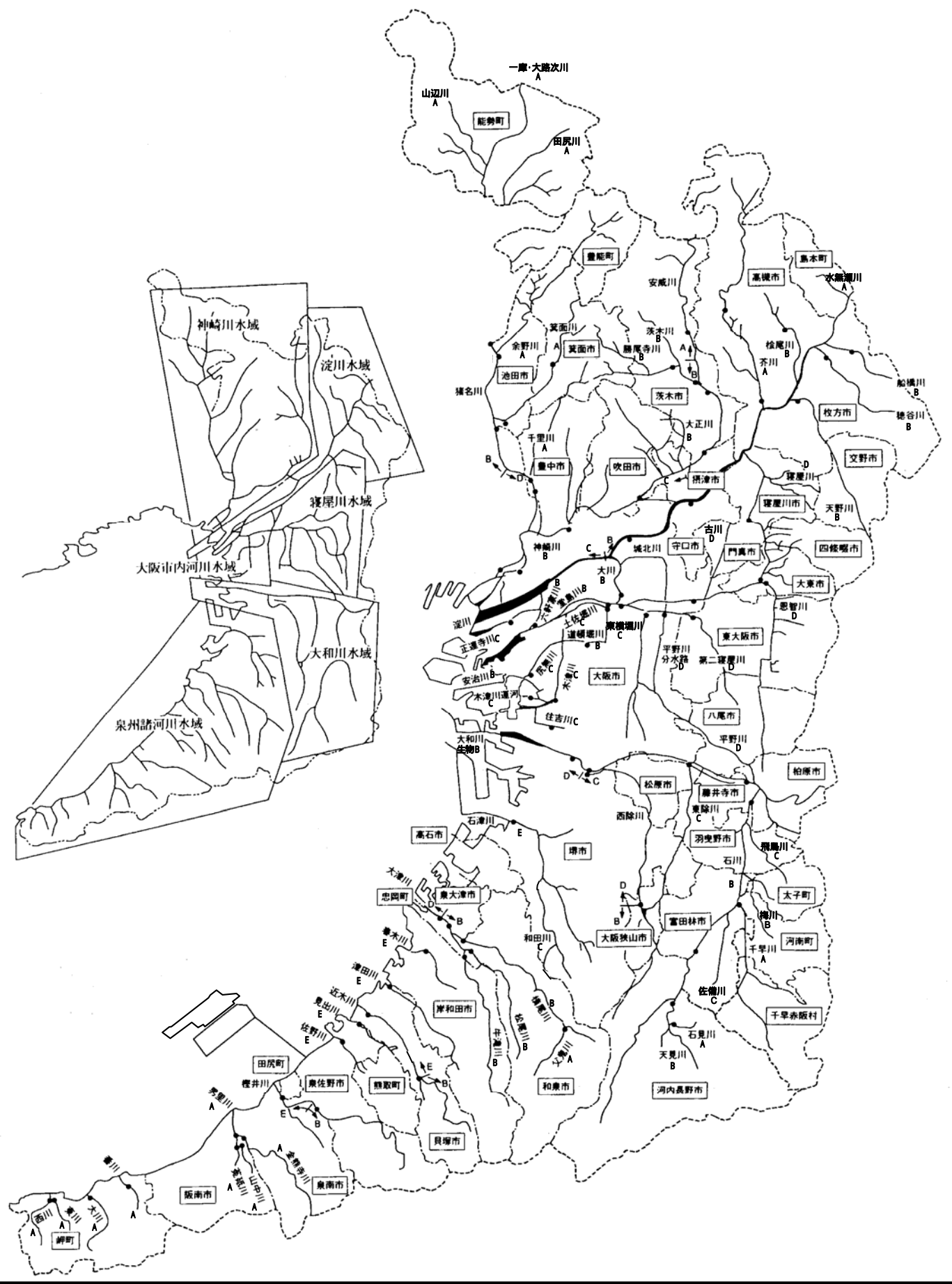
# (参考) 河川の水質環境基準(生活環境項目)の類型指定状況

## <類型指定状況>

区分	河川名	範囲	該当類型		
			BOD等	水生生物	
淀川水域	淀川下流(1)	京都府界から長柄堰まで	B	-	
	淀川下流(2)	長柄堰より下流	C	-	
	船橋川	全域	B	-	
	穂谷川	全域	B	-	
	檜尾川	全域	B	-	
	天野川	奈良県界より下流	B	-	
	芥川(1)	京都府界から塚脇橋まで	A	-	
	芥川(2)	塚脇橋より下流	A	-	
	水無瀬川	全域	A	-	
	神崎川水域	神崎川	安威川、猪名川を除く神崎川	B	-
安威川上流		茨木市取水口より上流	A	-	
安威川下流(1)		茨木市取水口から戸伏まで	B	-	
安威川下流(2)		戸伏から大正川合流点まで	B	-	
安威川下流(3)		大正川合流点より下流	C	-	
佐保川及び茨木川		全域	B	-	
大正川		全域	B	-	
勝尾寺川		全域	B	-	
猪名川上流		箕面川合流点より上流	B	-	
猪名川下流(2)		漢川分岐点から漢川合流点まで	D	-	
箕面川(1)		箕面川取水口より上流	A	-	
箕面川(2)		箕面川取水口から兵庫県界まで	A	-	
余野川		全域	A	-	
千里川		全域	A	-	
田尻川		兵庫県界より上流	A	-	
寝屋川水域	一庫・大路次川	京都府界から兵庫県界まで	A	-	
	山辺川	全域	A	-	
	寝屋川	全域	D	-	
	恩智川	全域	D	-	
	古川	全域	D	-	
大阪市内河川	第二寝屋川	全域	D	-	
	平野川分水路	全域	D	-	
	平野川	全域	D	-	
	大川	大川全域及び城北川全域	B	-	
	堂島川	全域	B	-	
	土佐堀川	全域	C	-	
	道頓堀川	全域	B	-	
	正蓮寺川	全域	C	-	
	六軒家川	全域	B	-	
	安治川	全域	B	-	
大和川水域	尻無川	全域	C	-	
	木津川	全域	C	-	
	木津川運河	全域	C	-	
	住吉川	全域	C	-	
	東横堀川	全域	C	-	
	泉州諸河川	石川	全域	B	-
		千早川	全域	A	-
		天見川	全域	B	-
		石見川	全域	A	-
		飛鳥川	全域	C	-
梅川		全域	B	-	
佐備川		全域	C	-	
大和川中流		桜井市初瀬取入口から浅香山まで	C	生物B	
大和川下流		浅香山より下流	D	-	
東除川		全域	C	-	
大和川水域	西除川(1)	狭山池流出端より上流	B	-	
	西除川(2)	狭山池流出端より下流	D	-	
	石津川	全域	E	-	
	和田川	全域	C	-	
	大津川上流	泉大津市高津取水口より上流	B	-	
	大津川下流	泉大津市高津取水口より下流	D	-	
	牛滝川	全域	B	-	
	松尾川	全域	B	-	
	檜尾川	全域	B	-	
	父鬼川	全域	A	-	
泉州諸河川	春木川	全域	E	-	
	津田川	全域	E	-	
	近木川上流	稲谷川合流点より上流	B	-	
	近木川下流	稲谷川合流点より下流	E	-	
	見出川	全域	E	-	
	佐野川	全域	E	-	
	樫井川上流	兔田橋より上流	B	-	
	樫井川下流	兔田橋より下流	E	-	
	男里川	全域	A	-	
	金熊寺川	全域	A	-	
泉州諸河川	菟砥川	全域	A	-	
	山中川	全域	A	-	
	番川	全域	A	-	
	大川	全域	A	-	
	東川	全域	A	-	
	西川	全域	A	-	

区分	河川名	範囲	該当類型	
			BOD等	水生生物
大和川水域	石川	全域	B	-
	千早川	全域	A	-
	天見川	全域	B	-
	石見川	全域	A	-
	飛鳥川	全域	C	-
	梅川	全域	B	-
	佐備川	全域	C	-
	大和川中流	桜井市初瀬取入口から浅香山まで	C	生物B
	大和川下流	浅香山より下流	D	-
	東除川	全域	C	-
大和川水域	西除川(1)	狭山池流出端より上流	B	-
	西除川(2)	狭山池流出端より下流	D	-
	石津川	全域	E	-
	和田川	全域	C	-
	大津川上流	泉大津市高津取水口より上流	B	-
	大津川下流	泉大津市高津取水口より下流	D	-
	牛滝川	全域	B	-
	松尾川	全域	B	-
	檜尾川	全域	B	-
	父鬼川	全域	A	-
泉州諸河川	春木川	全域	E	-
	津田川	全域	E	-
	近木川上流	稲谷川合流点より上流	B	-
	近木川下流	稲谷川合流点より下流	E	-
	見出川	全域	E	-
	佐野川	全域	E	-
	樫井川上流	兔田橋より上流	B	-
	樫井川下流	兔田橋より下流	E	-
	男里川	全域	A	-
	金熊寺川	全域	A	-
泉州諸河川	菟砥川	全域	A	-
	山中川	全域	A	-
	番川	全域	A	-
	大川	全域	A	-
	東川	全域	A	-
	西川	全域	A	-

注1 網掛け(■)は、国が類型指定を行う水域を示す。  
注2 「-」は類型指定がされていないことを表す



## <類型指定・改定の経緯>

指定・改定年月等	概要
昭和45年9月	国が淀川・大和川水系の主要河川(20河川・26水域)と大阪湾海域を類型指定(その後、淀川、神崎川、猪名川、大和川を除く16河川は府に移管)
昭和48年3月	府が泉州の主要河川(20河川・23水域)を類型指定
昭和50年10月	府が淀川・大和川の支川(13河川・16水域)を類型指定
昭和53年4月	府が十三間堀川(河川併合喪失)の類型指定解除
平成4年2月	府が水無瀬川等9河川・9水域を類型指定 安威川下流(2)及び大阪市内河川の11水域の類型を改訂 大阪市内河川・大川の指定範囲を拡大(大川、大川及び城北川)
平成13年3月	国が神崎川及び猪名川下流(2)の類型を改訂
平成14年6月	府が安威川下流(1)～(3)等9水域の類型を改訂
平成15年3月	国が淀川下流(2)の類型を改訂
平成15年5月	府が神崎川の2次支川、大和川の2次支川等7河川・7水域を類型指定 寝屋川水系等13水域の類型を改定
平成18年6月	国が大和川中流及び大和川下流の2水域を生物Bに類型指定